

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 21 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 5 日から 令和 7 年 12 月 15 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 12 月 24 日 午前 9 時 20 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 22 日から 令和 7 年 12 月 26 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 21 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10,450,000 8,360,000	一括	2,090,000	66,631	18,271
1	4,940,000				
2	5,510,000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------|-----------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市北区あいの里一条七丁目 | |
| | 地 番 | 2 番 5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 5 2. 7 5 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市北区あいの里一条七丁目 2 番地 5 | |
| | 家屋 番号 | 2 番 5 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 7. 8 4 平方メートル |
| | | 2 階 | 2 6. 8 0 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年10月21日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-----------------------|-----------------|--|
| 1 | 所 在 | 札幌市北区あいの里一条七丁目 | | |
| | 地 番 | 2 番 5 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 5 2. 7 5 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 札幌市北区あいの里一条七丁目 2 番地 5 | | |
| | 家屋 番号 | 2 番 5 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 7. 8 4 平方メートル | |
| | | 2 階 | 2 6. 8 0 平方メートル | |



令和7年(ケ)第61号
令和7年6月24日受理
令和7年8月8日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 伊藤 俊哉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市北区あいの里一条七丁目 | |
| | 地 番 | 2 番 5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 252.75 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 札幌市北区あいの里一条七丁目 2 番地 5 | |
| | 家屋 番号 | 2 番 5 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 67.84 平方メートル |
| | | 2 階 | 26.80 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	札幌市北区あいの里1条7丁目2番15号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（ ） ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者（ ） ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家、残置物あり）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件1について

- (1) 物件2の敷地として利用されている。
- (2) 本土地の境界標は、4箇所に確認できた(土地建物位置関係図参照)。物件の特定は、それらの境界標を基に、法務局備付けの図面等を参考にし現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- (3) 接面する道路及び隣接地にほぼ等高に接している。
- (4) 地勢は、概ね平坦である。
- (5) 南東側はアスファルト舗装がされており、駐車場として利用されている(土地建物位置関係図参照)。
- (6) 玄関付近は、インターロッキング舗装が施されている(土地建物位置関係図参照)。
- (7) 境界に沿って一部コンクリートブロック塀が設置されている(土地建物位置関係図参照)。

■ 物件2について

- (1) 経年相応の劣化が見られる外、主な損傷箇所等は次のとおりである。
 - ア 1階和室の窓付近に結露による黒カビが見られる。
 - イ 2階洋室のドアノブが破損している。
 - ウ 2階洋室のクローゼット内の内壁に汚損が見られる。
 - エ 風除室のガラスが破損している。
 - オ 風除室付近の外壁が破損している。
- (2) 北東側にスチール製仮設物置(約4.62平方メートル)が設置されている。
- (3) 玄関前に風除室(約3.65平方メートル)が設置されている。

■ 占有状況について

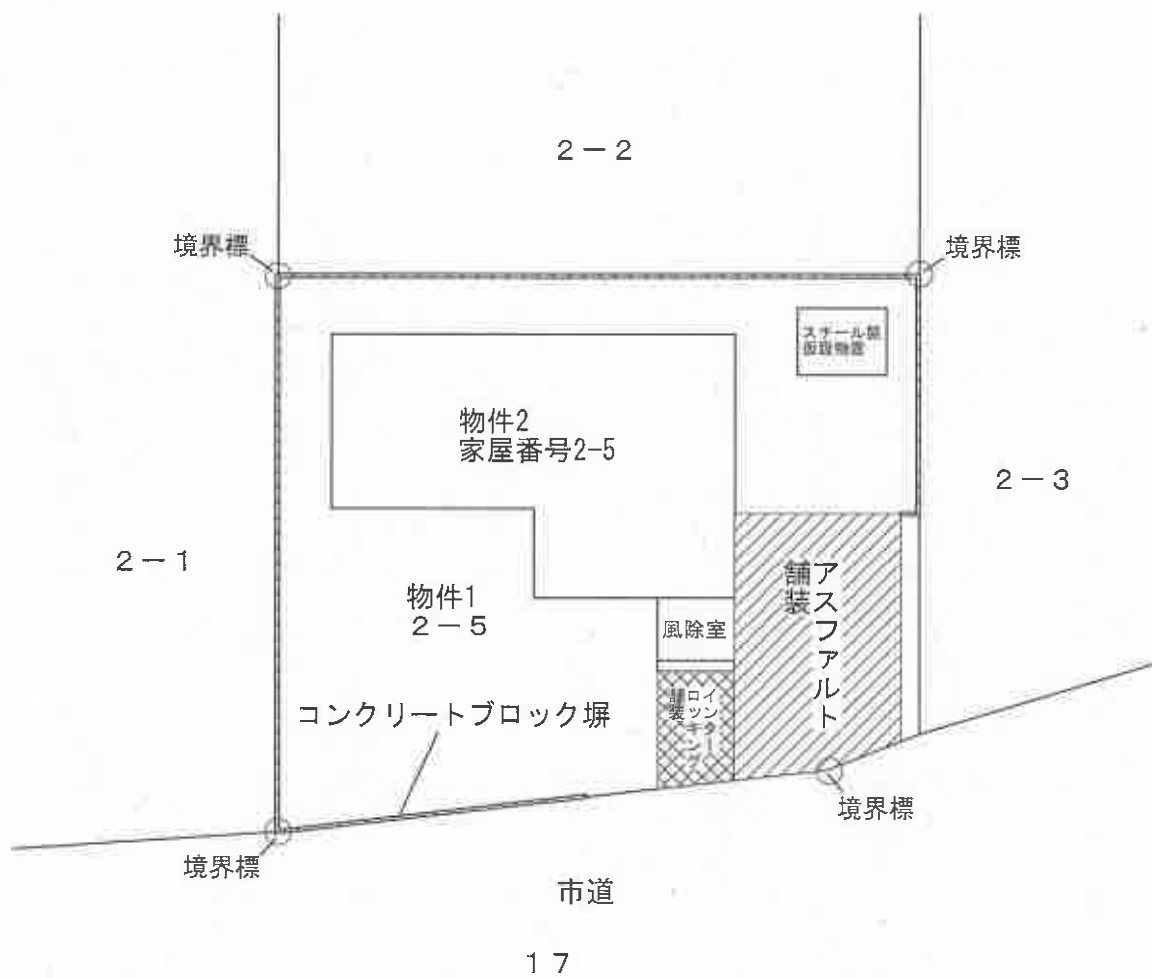
- (1) 物件2内には、照明器具、トイレトペーパー等が少量残置されているのみであり、占有者がいる徴表は見当たらない。
- (2) 玄関横の郵便受けには、「投函はご遠慮ください。」と書かれた札が貼られている。
- (3) 北海道電力ネットワーク株式会社に照会した結果では、電気供給契約の当事者はAとなっているが、令和7年2月9日に同契約は契約廃止となっている。
- (4) 玄関横には、Aの苗字の表札があるが、上からガムテープが貼られている。
- (5) 上記の事実から、所有者が動産類を残置し、空家の状態で占有しているものと判断した。
- (6) 所有者に照会書を発送したが、期限までに回答はなかった。また、近隣住民から事情聴取を行おうとしたが、留守であり事情聴取を行うことができなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 6月 25日 (水) 11:15-11:30	物件所在地	占有等調査 (不在、連絡文書投かん)、外周調査、写真撮影
7年 6月 25日 (水) : - :	郵便	北海道電力ネットワーク株式会社に照会書発送
7年 7月 3日 (木) 11:00-11:10	物件所在地	占有等調査 (不在、連絡文書投かん)
7年 7月 4日 (金) : - :	郵便	所有者に照会書発送
7年 7月 26日 (土) 11:00-12:45	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
7年 8月 4日 (月) 8:35-8:45	インターネット	登記情報取得 (登記建物の有無確認)
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 7年 7月 26日 目的物件は施錠されていたので、立会人Bを立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

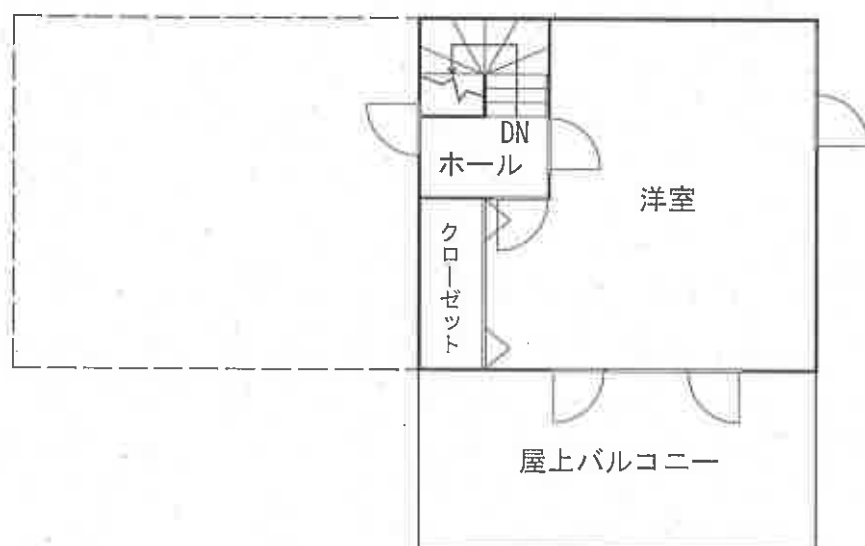
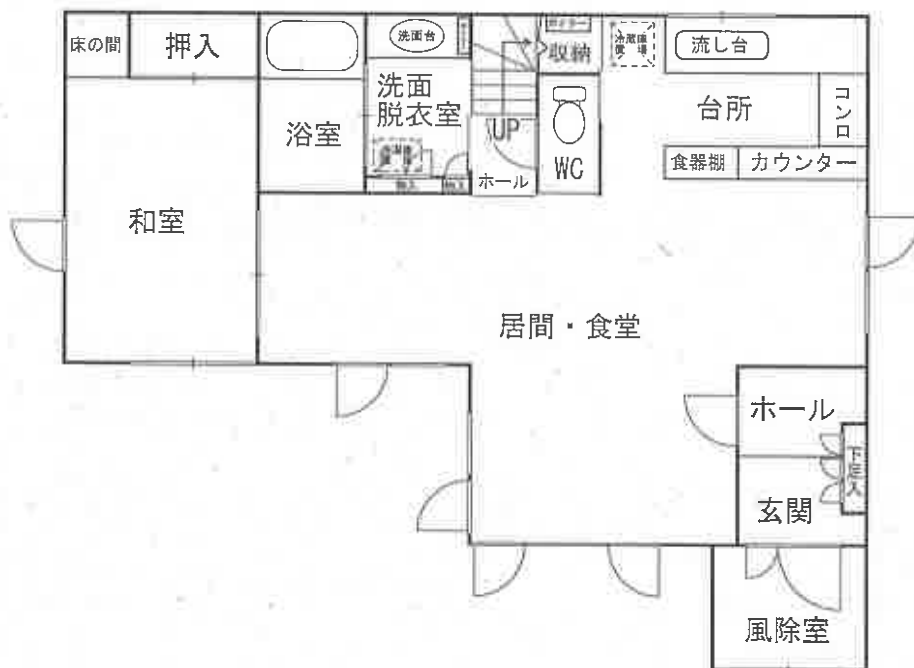
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

建 物 間 取 図



全景



居間・食堂



台所



浴室



1 階和室の窓枠付近の結露による黒カビ



2 階洋室のドアノブの破損



2階洋室のクローゼット内の汚損



風除室のガラスの破損



風除室付近の外壁の破損



スチール製仮設物置



令和7年（ケ）第61号
令和7年7月26日 現地調査
令和7年8月11日 評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
蒲生 恵介 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金10,450,000円	
内 訳 価 格	
物件1	金4,940,000円
物件2	金5,510,000円

- ① 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	札幌市北区あいの里一条七丁目 番 2 番 5 目 宅地 積 252.75㎡	同 左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	札幌市北区あいの里一条七丁目 2 番地 5 2 番 5 類 居宅 造 軽量鉄骨造陸屋根 2 階建 1 階 67.84㎡ 2 階 26.80㎡	同 左
番号	特記事項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等

(物件1)

位 置 ・ 交 通	JR札幌線「あいの里教育大」駅の略東方、道路距離約450m、 北海道中央バス「あいの里1条7丁目」停留所の略南東方、道路距離 約180mに位置する（別添位置図参照）。	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域 第一種低層住居専用地域 建 ぺ い 率 40% 容 積 率 80% 防 火 規 制 建築基準法第22条区域 そ の 他 の 規 制 外壁の後退距離：1m、建築物の高さの制限：10m、 敷地面積の最低限度：165㎡、北側斜線高度地区、 戸建住環境保全地区、あいの里地区地区計画、 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域等 建物建築の際の制限の詳細については、市担当部署に問い 合わせのこと。
画 地 条 件	本件土地は、概ね平坦地で、間口約18m、奥行約14m、 ほぼ整形地の中間画地であり、数量は約252.75㎡である。	
接 面 道 路 の 状 況	南側が幅員約9.5mの舗装市道に概ね等高で接面する。 当該市道は、建築基準法第42条1項1号に該当する。	
土 地 の 利 用 状 況 等	本件建物（物件2）の敷地として利用されている。 詳細については現況調査報告書記載のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	ガス配管	あり
	下 水 道	あり

特記事項	①現地調査及び登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ②本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しない（札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図にて確認）。 ③境界標については土地建物位置関係図記載のとおり四カ所が確認されたことから、当該境界標および建物の配置等を基に概測した結果、ほぼ公図等のとおりと思われるが、正確な地積および範囲等を確定するためには、専門業者による測量を要する。 ④本件土地上の物件2建物の南東側部分にアスファルト舗装が、また玄関付近にインターロッキング舗装が施されている（土地建物位置関係図参照）。 ⑤境界にそって、一部コンクリートブロック塀が設置されている（土地建物位置関係図参照）。
------	---

2 対象建物の概況及び利用状況

(物件2)

区 分	主である建物		
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載）	平成1年7月18日	新築
	経過年数	約36年	
	経済的残存耐用年数	約4年	
仕 様	構 造	： 軽量鉄骨造 2 階建	
	屋 根	： 陸屋根	
	外 壁	： サイディング等	
	内 壁	： ビニールクロス等	
	天 井	： ビニールクロス等	
	床	： クッションフロア等	
	設 備	： 電気、給排水、衛生設備 等	
	そ の 他	： 灯油ボイラーによる給湯等	
床 面 積（現 況）	第3 目的物件欄記載のとおり 延約94.64㎡		
現 況 用 途 等	現 況 用 途 居 宅 間 取 り 2 L D K		
品 等	中 位		
保 守 管 理 の 状 態	建物の保守管理の状態は概ね普通。		
建 物 の 利 用 状 況	現況調査報告書記載のとおり		

特 記 事 項	①物件2建物については新築時に建築確認申請が行われ、完了検査済みであることが確認された（札幌市建築指導部管理課より聴取）。 ②本件建物については内部・外部ともに全体的に経年および使用による損耗等が見られる状態にある外、主な損傷箇所等はつぎのとおりである。 ア 一階和室の窓付近に結露による黒カビが見られる。 イ 2階洋室のドアノブが破損している。 ウ 2階洋室のクローゼット内の内壁に汚損が見られる。 エ 風除室のガラスが破損している。 オ 風除室付近の外壁が破損している。 ③本件土地の北東側に本件建物所有者所有のスチール製仮設物置（約4.62㎡）が設置されている（土地建物位置関係図参照）。 ④玄関の前面に風除室（約3.65㎡）が設置されている。
---------	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格をつぎのとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	52,000	1.00	252.75	0.95	12,486,000

ア 標準画地価格：

第6 参考価格資料記載の地価公示地等との規準及び同一需給圏内の類似地域等に所在する取引事例価格等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

なお、アスファルト舗装等については土地価格に含めて評価した。

イ 個別格差： 特になし

ウ 地積： 登記数量を採用した。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応性等から 5% と査定した。

(2) 建物価格 (物件2)

建物の再調達原価（風除室及びスチール製仮設物置を含む）を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	240,000	94.64	0.09	2,044,000

ウ 現価率：

耐用年数に基づく方法

観察減価

現価率

$$\frac{40 - 36}{40}$$

×

$$(1 - 0.10)$$

=

$$0.09$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	12,486,000	0.45 法定地上権	5,619,000
計	－		5,619,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除額及び加算 イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ × カ
1	12,486,000	－ 5,619,000		0.90	0.80	－	4,940,000
2	2,044,000	＋ 5,619,000		0.90	0.80	－	5,510,000
一括価格 (合計)							10,450,000

ウ 占有減価修正： なし

エ 市場性修正：

市内における不動産市場の動向、本件建物の現状、土地・建物一体としての市場性等を総合的に勘案して、上記のとおり市場性修正を施した。

オ 競売市場修正：

評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価：なし

第6 参考価格資料

- 1 地価公示地 (札幌北-31)
所 在 : 札幌市北区あいの里1条4丁目19番10
価 格 : 60,500円/㎡
位 置 : JR札幌線「あいの里 教育大」駅 道路距離350m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 232㎡
供給処理施設 : 水道、下水、ガス
接 面 街 路 : 南側8.0m市道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建蔽率40%、容積率80%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い郊外の閑静な住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和7年度)
物件1 8,467,100円
物件2 3,392,300円
附属建物 35,700円 ※

※令和7年度固定資産評価証明書に記載されている上記附属建物
(軽量鉄骨造簡易附属家、床面積16.2㎡)は現存していないものと見られる。

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図(概略)

以 上

位置図



物件所在地



法務局備付図面（写）

(座標値種別：図上測定) -68754.334



地番区域見出
あいの里一条
7丁目

請求部	所在	札幌市北区あいの里一条七丁目				地番	2番5			
出力尺	1/500	精度区分	甲一	座標系又は 番号は記号	X II	分類	地図(法第14条第1項)国調法1 9-5指定	種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	平成2年6月19日				備付年月日 (原図)	平成5年3月25日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。 本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

(札幌法務局北出張所管轄)

令和7年5月26日

旭川地方法務局

地図整理番号：M13063

登記官

登記年月日：平成17年7月24日

法務局備付図面（写）

06525151

各階平面図

家屋番号

06525151

建物図面

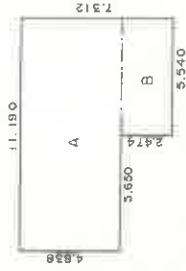
札幌市東区北42条東3丁目2番5号

建物の所在

札幌市東区北42条東3丁目2番5号

あいの里、桑丁目2-5

1階

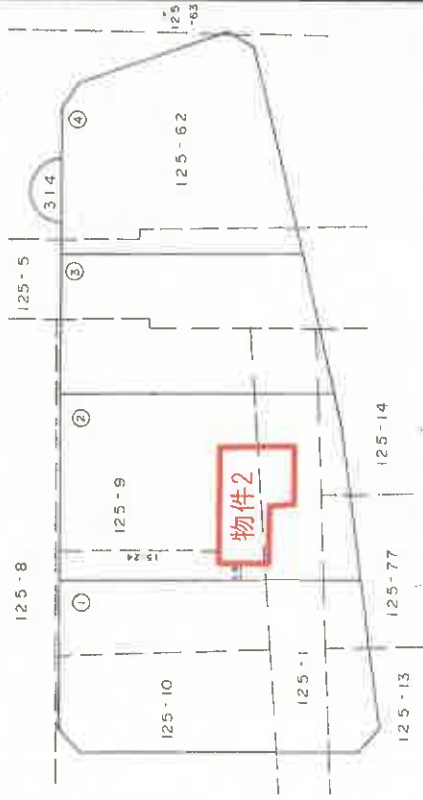


$$\begin{aligned} A. 4.838 \times 11.190 &= 54.137220 \\ B. 2.474 \times 5.540 &= 13.705960 \\ \text{計 } 67.843180 &\text{ m}^2 \end{aligned}$$

2階



$$4.838 \times 5.540 = 26.802520 \text{ m}^2$$



従前の土地
換地

作製者

札幌市東区北42条東3丁目2番5号

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

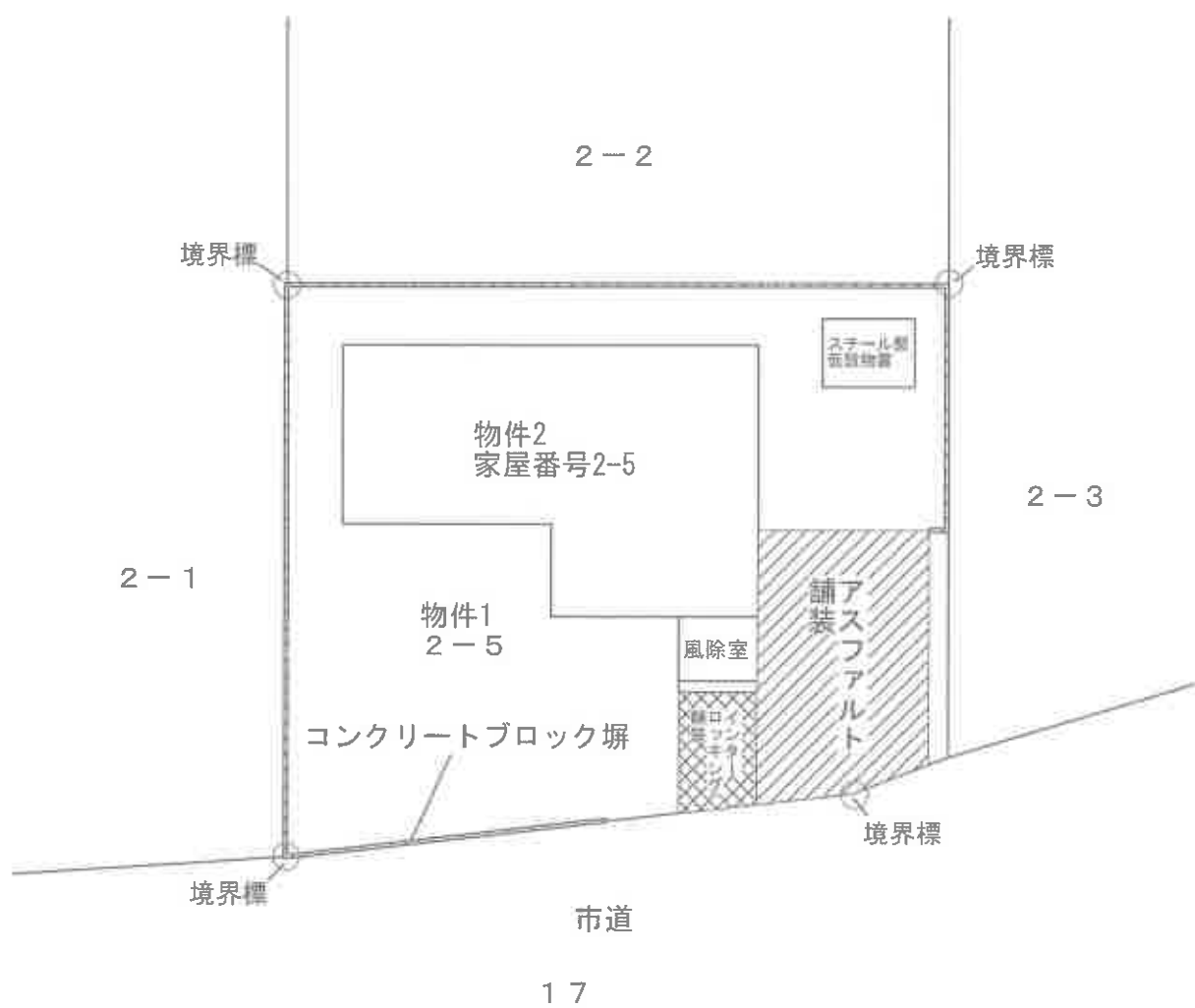
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局北出張所管轄)

令和7年5月26日

加用地方務局

登記官

土地建物位置関係図

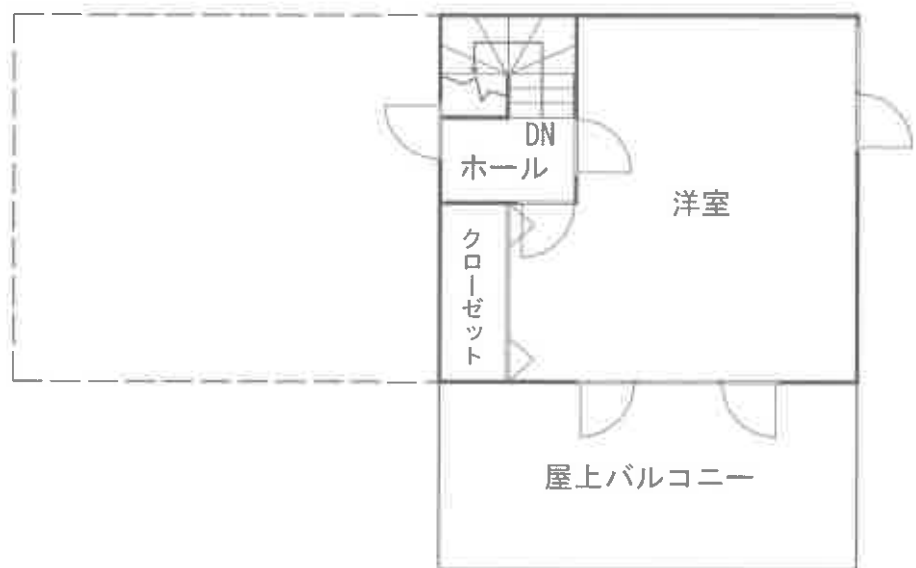


※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

建 物 間 取 図



1階



2階